



JCLU
社団法人自由人権協会

社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3737-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2009年5月8日

社団法人自由人権協会

代表理事 羽柴 駿

同 紙谷 雅子

同 田中 宏

同 喜田村 洋一

同 三宅 弘

入管法等改定案に対する緊急声明

現在、国会では、外国人の在留管理制度を再編するため、外国人登録法を廃止し、新たに「在留カード」を導入して在留管理を法務省に一元化する入管法改定案とともに、外国人も住民基本台帳に包摂する住民基本台帳法改定案が審議されている。特別永住者に関しては、外国人登録証明書に代わり「特別永住者証明書」を発行する入管特例法改定案が提出されている。

1947年以来、60年以上にわたって在留管理制度として機能してきた外国人登録制度は、今般の法改正により全面的に再編されようとしているが、上記諸法案にはさまざまな問題点が含まれている。このため、国会議員をはじめ関係者の慎重なる審議・検討を期待し、以下のとおり社団法人自由人権協会としての意見を表明することとする。

1. 新たな在留管理制度における中長期在留外国人の個人情報のデータマッチングは、明らかに外国人のプライバシー権を侵害するものであり、撤回されるべきである。

中長期在留者に関する在留管理に必要な情報の継続的な把握のためとして、在留カード記載事項のほか、中長期在留者から所属機関に関する情報が、また所属機関から中長期在留者に関する情報が、いずれも法務省入国管理局に集中される。さらに、住民基本台帳法上の外国人住民票記載事項までもが入国管理局にもたらされる。このほか、日本版US-VISITやブラックリスト情報、退去強制など出入国管理に関する情報も入国管理局に存在する。これにより、在留カード番号をキーとして、中長期在留者に関する個人情報がデータマッチングされることになる。

他方、2008年3月6日の住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）に関する最高裁判決は、データマッチングの禁止は懲戒処分や刑事罰により担保されており、個人情報を一元的に管理する機関は存在しないから住基ネットは憲法に違反しない、としている。

ところが、中長期在留外国人に関する個人情報の集中は、日本人には許されないデータマッチングを可能とするものであり、これが必要不可欠といえるのでなければ憲法上疑義がある。しかし、中長期在留外国人のほぼ全ての人たちは何の問題もなく在留しているのであり、現在の在留期間の更新、在留資格の変更等の手続以外に、新たな在留管理を必要とする事情はまったくない。すなわ

ち、これほど強化された在留管理が必要とされる立法事実があるとはいえない。

さらに、「在留管理に必要な情報を整理」することは、中長期在留者に関する情報を整理して、個人毎に関連情報を集中して分析することを意味している。これは、外国人個人のプロファイリングを許容するものであり、明らかにプライバシー権を侵害するものである。外国人についてのみ個人情報データのデータマッチングを許容するならば、新たな外国人差別を制度化することにもなる。

したがって、少なくとも入管法改定案第19条の16から第19条の18までは削除すべきである。

2. 地方自治の本旨に鑑み、自治体を新たな在留管理制度を担う機関とすべきではない。

入管法改定案第61条の8の2は、市町村長は外国人住民票について記載・削除・記載の修正をしたとき、直ちに法務大臣に通知しなければならないとしている。他方、住民基本台帳法改定案第30条の50では、法務大臣は外国人住民の在留状況に変更・誤りがあったとき、遅滞なく市町村長に通知しなければならないとしている。これにより自治体と法務省が、外国人の在留管理において相互協力する制度を作り出そうとしている。

しかし、個人情報保護の観点からみて、各行政機関は、それぞれの行政目的を達成するために必要な情報について、本人から直接収集することを原則としているはずである。しかも、法務大臣が、在留カード記載事項や特別永住者証明書に加えて、住民サービス提供の基盤として自治体が収集する外国人の住民票記載事項を、常に把握すべき実質的な理由は見いだせない。他方、自治体が、外国人本人からの届出に加えて法務大臣からの通知を受けることは、自治体が在留管理の出先機関化することにつながりかねず適切ではない。

したがって、入管法改定案第61条の8の2及び住民基本台帳法改定案第30条の50は、削除すべきである。

3. 在留カード及び特別永住者証明書について、常時携帯義務を課すべきではない。

外国人登録証明書については、国連の自由権規約委員会から日本政府に対して再三にわたり、「その常時携帯義務の違反に対して刑事罰を科すことは、自由権規約第26条に抵触する」と指摘されてきた。このような国際的な判断を踏まえれば、新たな在留カード及び特別永住者証明書について常時携帯義務を課すべきでないことは明らかである。

したがって、入管法改定案第23条第2項及び入管特例法改定案第17条を修正し、入管法改定案第75条の3及び入管特例法改定案第33条を削除すべきである。

4. 非正規滞在者や難民申請者を住民基本台帳制度から排除すべきではない。

住民基本台帳法改定案第39条では、何らかの事情でオーバーステイとなったり、難民申請中でありながら一時庇護上陸許可や仮滞在許可が受けられず仮放免で在留している者について、住民基本台帳制度の適用を除外することとされている。

しかし、こうして適用除外される外国籍者も、地方自治法上の「住所」を有して地域で生活する「住民」である。現にこれらの者も、労働法規の適用を受け、学校教育を受け、母子保健や精神保健に関わる行政サービスを受けてきた。したがって、在留資格が無いことのみをもって、これらの者を住民基本台帳制度の対象＝行政サービスから除外することは適切でない。これらの者の最低限の生活権・生存権を支えることは、多文化共生社会の構築に向かう地域社会の基本的な責務である。

したがって、住民基本台帳法改定案第39条は、削除すべきである。

5. DV被害者を苦しめる在留資格取消制度の拡大はやめるべきである。

入管法改定案第22条の4第1項第7号では、日本人あるいは永住者の配偶者の在留資格を持つ者に対して、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留していること」を、その在留資格の取消事由としている。

しかし、現代社会にあって家族の形態はじつに多種多様であり、単身赴任や別居生活など、外見上では「配偶者としての身分を有する者としての活動」を行っているかを容易に判断できない家族関係が多数形成されている。さらに、そもそも国家は、安易に家族関係に介入すべきではない。とりわけ家庭内暴力（DV）被害者にとって、かかる在留資格の取消事由が取り入れられれば、加害者から身を隠すことが、そのまま在留資格の取消しにつながることになりかねず、窮地に追い込まれてしまう。これでは、DV被害者の従属性をさらに強めてしまい、新たな人権侵害を生み出すことになる。

したがって、入管法改定案第22条の4第1項第7号は、削除すべきである。

6. 煩瑣な届出義務により中長期在留外国人に過度の負担を課すべきではない。

新たな在留カードの記載事項は、従来の外国人登録証明書の記載事項よりも限定されることになる。しかし、記載事項の変更の際、住居地変更は市町村の窓口ですむが、その他の記載事項の変更はすべて14日以内に地方入国管理局へ赴かなくてはならない。

ところが、地方入国管理局の所在地は限定されており、全国で地方入国管理局は8ヶ所、支局が6ヶ所、出張所が62ヶ所にすぎない。他方、市区町村は全国に1787ヶ所あり、その出張所を合わせればその数倍になる。このことからすると、中長期在留者の実際的な負担は、従来の外国人登録証明書のときよりも格段に大きくなる。

したがって、在留カードに関する届出事項の限定や届出期間の延長など、負担の軽減措置をとるべきである。また、在留カード記載事項に関する届出義務の違反に対しては、刑事罰を科すのをやめ、現行の住民基本台帳法第53条と同様に過料にとどめるべきである。

以 上